

## おおつきお助け隊会則

### (目的)

- 第1条 本会則は、地域住民の社会活動への参加並びに介護予防の支援をするための活動をする会である。
- 2 高齢者等が住みなれた大月市で可能な限り自立した生活を営み、地域の支え合いの精神を基とし、利用者が自立した生活が送れるように心がけ、地域のつながりができるよう支援するものとする。
- 3 お助け隊自身の生きがい、地域福祉の向上を実現するための活動をする会であることを目的とする。

### (行政、社協、関係団体との連携)

第2条 活動上必要な専門知識や技術については、行政や市社協、関係団体との連携を密にしながら活動を推進する。

### (支援活動の内容)

第3条 お助け隊は、次に掲げる活動を行う。

|                 |                |                     |
|-----------------|----------------|---------------------|
| お助け隊の<br>支援活動内容 | (1) 日常的な支援     | ・簡単な掃除、ゴミだし、買物の同行   |
|                 | (簡単な身の回りの支援)   | ・洗濯、布団干し            |
|                 |                | ・窓ガラス拭き、電球の交換       |
|                 |                | ・草取り、植木の水やり         |
|                 | (2) 季節的な支援     | ・雪かき                |
|                 |                | ・衣類の衣替え             |
|                 |                | ・粗大ごみの片づけ           |
|                 | (3) 見守り支援      | ・話し相手               |
|                 |                | ・安否確認               |
|                 |                | ・散歩                 |
|                 | (4) 介護予防事業への支援 | ・介護予防事業のサポート        |
|                 |                | ・地域に必要な居場所づくり       |
|                 |                | ・ミニデイサービス、サロンへの支援活動 |
|                 | (5) その他        | ・地域のボランティア活動        |

### (支援活動の提供)

第4条 前条に規定する活動の提供は、土日祝日、年末年始（12月28日～1月3日）を除く午前9時00分から午後5時までとする。ただし、隊長が必要と認めた場合は、この限りではない。

### (お助け隊)

第5条 お助け隊は、お助け隊の支援活動に関心をもち、支援活動の趣旨に賛同し熱意をもって支援活動に協力できる者でお助け隊に登録した者とする。

- 2 お助け隊を希望する者は、市社会福祉協議会が行う養成講座を受講し、お助け隊に登録（様式第1号）し、登録された者には、お助け隊隊員証を交付された者で構成する。

(利用者)

第6条 利用者は、活動の趣旨に賛同し、次に掲げる方を対象とする。ただし、隊長の特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 大月市内在住の方でおおむね65歳以上の一人暮らしの方
- (2) 大月市内在住の方で一人暮らしの障がい者の方
- (3) 高齢者夫婦・高齢者のみの世帯の方
- (4) 高齢者と障がい者の世帯の方
- (5) 障がい者のみの世帯の方
- (6) その他の方（ご相談に応じます）

(支援活動の申し込み)

第7条 支援活動を利用する方は、事務局（市社会福祉協議会）に来所または、電話等で申し込み、利用登録申請書（様式第2号）を事前に事務局（市社会福祉協議会）に提出することとする。

(支援活動の決定)

第8条 お助け隊は、市社会福祉協議会と連携を図り、支援活動の申込みに基づき、当該利用申込者の身体状況、世帯の状況等を調査検討し、支援活動の要否を三者（隊長、副隊長、事務局）で決定するものとする。

2 お助け隊は、社会福祉協議会と連携を図り、支援活動の利用者について、定期的に支援活動の継続の要否等について見直しを行うものとする。

(支援活動提供の中止)

第9条 お助け隊は、利用者が次の各号に該当したときは、支援活動の中止及び停止を決定し、支援活動中止（停止）をする。

- (1) 利用者から、支援活動の提供を必要としない旨の申し出があったとき。
- (2) 利用者が、市外に転出または死亡したとき。
- (3) その他支援活動の提供が会の目的にそぐわないと認められるとき。

(支援活動の費用等)

第10条 利用者は、支援活動を提供したお助け隊隊員に対し、別表1の基準により支払うものとする。

2 第3条に定める支援活動の内容（4）介護予防事業への支援及び（5）その他の活動については原則無償とする。

(お助け隊の義務)

第11条 お助け隊は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) この支援活動において知り得た個人情報、他に漏らしてはならない。又、お助け隊を退会した後も同様のこととする。
- (2) 支援活動は事故の防止に最大限配慮し、事故が発生した場合は、会長へすみやかに連絡を取り指示を受けるとともに、事態に即応した処置を講じなければならない。
- (3) この支援活動に従事中は、お助け隊隊員証を携帯しなければならない。
- (4) この支援活動に従事中に、政党や宗教の勧誘、物品の斡旋や販売等この事業に支障となるおそれのある行為をしてはならない。
- (5) 支援活動を行ったお助け隊隊員は「活動報告」（様式第3号）に活動内容を記載し、活動終了後、1週間以内に、これを事務局（市社会福祉協議会）に提出するものとする。

(役員)

#### 第12条

この会に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 3名
- (3) 会計
- (4) 理事 若干名

2. 隊長、副隊長は、理事の中から互選により選出する。

(職務)

#### 第13条

隊長はこの会を代表し、会務を統括する。

2. 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故のあるときは、その職務を代行する。
3. 会計は本会の会計に関するの庶務を行う。
4. 理事は、各地区隊員の連絡調整及びお助け隊の会務を執行する。

(役員任期)

#### 第14条

役員任期は、1期2年とする。但し補欠のために選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員再任は妨げない。

(会議)

第15条 本会の会議は、全体会議、理事会、三者会議（隊長、副隊長、事務局）とし、必要に応じ隊長が招集する。

2. 会議議長は、隊長（副隊長）があたる。

(研修)

第16条 隊長は、この支援活動を円滑に実施するため、市社会福祉協議会と連携し、次の研修を行う。ただし研修の主体は、市社会福祉協議会が主催して行うものとする。

- (1) 隊員を養成するための研修。
- (2) 隊員の資質向上、サービス技術の向上のための研修。
- (3) その他、会長が必要と認める研修。

(事故補償)

第17条 万一の不測事故による利用者、お助け隊の支援活動に関わる事故補償については、市社会福祉協議会が加入し、「福祉サービス総合補償」により補償する。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年12月1日から施行する。

# 別表 1

## 利用料及びお助け隊への対価に関する基準

### 1. 利用料金

- ・ 1回、おおむね1時間単位… 300円  
(お助け隊が利用者宅に到着し、活動終了までとする。)
  - ・ 生活支援の場合：1回、おおむね1時間程度の活動 300円  
1時間を限度として実施する。
  - ・ 買物支援の場合：1回、おおむね1時間程度の活動 300円  
その後、30分毎100円を加算する。 2時間を限度として実施する。
- ※車の運送については、無償とする。

### 2. 利用の範囲について

- ・ 利用者の自宅等を出発して買物支援をして自宅に戻るまでとする。  
(但し、事前の利用登録及び1週間前までに事務局に申込みしなければならない。)
- ・ 買物は、原則として大月市内で行う。但し、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。三者会議(隊長、副隊長、事務局)で決定する。

### 3. 活動費(お助け隊の運営費)

- ・ お助け隊は、利用者から受け取った利用料金を受領し、領収書を発行する。
- ・ 利用料金は、お助け隊の運営費として、事務局に納付する。
- ・ お助け隊は、1週間以内に活動報告を事務局に提出する。

### 4. その他の費用

- ・ 支援活動中に必要な経費は、実費とする。(利用者負担)
- ・ 利用者は、お助け隊事務局と事前に内容をご相談の上、必要な物は、利用者自らで購入をする。

### 5. 申し込み方法について

- ・ 初めの方については、事務局と民生委員で訪問調査を行い可否の決定後、日程などの調整を行う。
- ・ 2回目以降の方については、依頼内容と依頼希望日を1週間前までに事務局に依頼する。その後、地域性を考慮しながらお助け隊との調整を行う。

おおつきお助け隊  
隊長 小宮 文男 殿

## おおつきお助け隊登録申請書

次のとおり、おおつきお助け隊に登録申請します。

|                                  |   |    |  |      |            |  |
|----------------------------------|---|----|--|------|------------|--|
|                                  |   |    |  | 登録番号 |            |  |
| ふりがな                             |   |    |  | 電話番号 | 自宅         |  |
| 氏名                               |   |    |  |      | その他連絡先 ( ) |  |
| 性別                               |   | 職業 |  |      | FAX        |  |
| 生年月日                             |   |    |  | メール  |            |  |
| 住所                               |   |    |  |      |            |  |
| いかしたい知識<br>技術・資格等<br>※あれば記入して下さい |   |    |  |      |            |  |
| 業務について<br>※いずれかを○で選択してください       | ① 日常的な支援（簡単な掃除・ゴミだし・洗濯・布団干し<br>窓ガラス拭き・電球交換・草取り・植木の水やり・買物の同行）<br>② 季節的な支援（雪かき・衣類の衣替え・粗大ごみの片付け）など<br>③ 見守り支援（話し相手・安否確認・散歩）<br>④ 大月市介護予防事業の運営（ミニデイサービスへの協力・教室への送迎・地域の居場所づくり・サロンの協力）<br>⑤ その他 ( ) |    |  |      |            |  |
| 主な活動希望日<br>(活動が可能な日)             | ※活動可能曜日・時間帯等をご記入ください  |    |  |      |            |  |
| 備考                               |   |    |  |      |            |  |

## おおつきお助け隊に係る誓約書

おおつきお助け隊  
隊長 小宮 文男 殿

この度、おおつきお助け隊（以下、「お助け隊」という。）として活動する際には、おおつきお助け隊会則に則って、下記の項目を厳守することを、ここに誓約致します。

### 記

1. 私は、お助け隊として、行政、社協と連携を図り、誠実に活動します。
2. 私は、活動上知り得た個人情報や、本会の機密事項については、取扱いに注意し、活動中やお助け隊退任後に関わらず、これを第三者に対し、故意または過失により開示、提示または漏洩したり、自ら使用したりしません。

※ 活動に際し、お助け隊登録用紙により、大月市社会福祉協議会はボランティア保険に加入します。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

おおつきお助け隊

隊長 小宮 文男 殿

## 「おおつきお助け隊」利用登録申請書

次のとおり、おおつきお助け隊支援活動について申請します。

|       |   |      |               |
|-------|---|------|---------------|
| フリガナ  |   |      | 生年月日          |
| 氏名    |   |      | 年 月 日<br>( 歳) |
| 住所    | 大月市   | 連絡先  |               |
| 健康状態  | 介護申請 ( 有 ・ 無 )  |      |               |
|       | 介護度 (要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)   |      |               |
|       | 障害者手帳 ( 有 ・ 無 ) 身体 ・ 療育 ・ 精神  |      |               |
| 緊急連絡先 | 氏名 (続柄 )  |      |               |
|       | 住所  | 電話番号 | ( )           |
| 家族の状況 | 一人暮らし ・ 高齢者夫婦 ・ 高齢者世帯 ・ 障がい者世帯<br>高齢者と障がい者の世帯 ・ その他 ( )   |      |               |
| 申請理由  |   |      |               |
| 利用内容  | 1. 日常的な支援 (簡単な身の周りの支援)<br>簡単な掃除 (依頼場所 )<br>ゴミだし、洗濯、布団干し、窓ガラス拭き、電球の交換<br>草取り、買物の同行<br>その他 ( )<br>2. 季節的な支援<br>雪かき、衣類の衣替え、粗大ごみの方づけ<br>その他 ( )<br>3. 見守り支援<br>話し相手、安否確認、散歩、その他 ( )<br>4. その他 ( ) |      |               |

## おおつきお助け隊支援活動利用に係る誓約書

私は、おおつきお助け隊（以下、「お助け隊」という。）の支援活動を利用するに当たり、おおつきお助け隊利用の手引きに則って、下記の項目を厳守することを、ここに誓約致します。

### 記

1. 私は、お助け隊の行う生活支援活動時の不測の事故に関しては、お助け隊が加入している「福祉サービス総合補償」保険の補償限度内とし、それ以外の補償は請求いたしません。
2. 私は、お助け隊の行う買物支援時の不測の事故に関しては、利用者及び同乗者の事故補償に関しては、お助け隊が加入している「自賠責保険及び任意保険」の補償限度内とし、それ以外の補償は請求いたしません。
3. 私は、お助け隊利用登録書に記載された住所、氏名及び連絡先等の支援活動に必要な情報をお助け隊並びに事務局の大月市社会福祉協議会に提供することに同意します。

おおつきお助け隊長 様

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名

⑩

ご家族住所

ご家族氏名

⑩

様式 3

おおつきお助け隊支援活動 報告書

|              |                        |                        |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 活動実施日        | 令和 年 月 日 ( 曜日)         |                        |
| 活動時間         | 午前・午後 ( 時 分～ 時 分)      |                        |
| 利用者氏名        |                        |                        |
| 利用者住所        |                        |                        |
| 活動内容         |                        |                        |
| お助け隊氏名       |                        |                        |
| 連絡事項<br>(感想) | うれしかったこと<br><br>嫌だったこと | うれしかったこと<br><br>嫌だったこと |

確認欄

|      |     |            |
|------|-----|------------|
| 活動時間 | 活動費 | 利用者印 (サイン) |
| 時間 分 | 円   |            |

問い合わせ先

おおつきお助け隊事務局 大月市社会福祉協議会 地域福祉担当

住 所 大月市大月町花咲 1 0 番地

電話番号 0554-23-2001 F A X 0554-22-2861